

# 若年者・女性の正規雇用 を応援します！

市内事業主の

みなさまへ

## 八王子市若年者・女性雇用奨励金制度

八王子市では、将来の社会を担う若年者と、育児などでキャリアブランク等のある女性の就業の促進を図るため、ハローワーク(国の公共職業安定所)のトライアル雇用事業を活用し、市内在住の若年者・女性を常用雇用した事業主に対し、奨励金を交付します。

### 対象者

次の要件をすべて満たす事業者

- ①八王子市内に事業所を有し、かつ市内において継続して事業を営んでいること
- ②ハローワークによるトライアル雇用で試用雇用した市内在住の若年者・女性を引続き常用雇用者として3か月雇用し、この奨励金の申請時その者の雇用を継続していること
- ③申請者が直近分の市民税を完納していること

### 奨励金の額

雇用した若年者・女性 1人につき 5万円 (1人につき1回のみ)

### 申請の手続

次の書類をご提出ください。

- (1) 八王子市若年者・女性雇用奨励金交付申請書
- (2) 「トライアル雇用結果報告書兼トライアル雇用助成金支給申請書」(ハローワークに提出したもの)の写し
- (3) 申請者の直近分市民税の完納を証する書類(領収書の写し又は納税証明書等)
- (4) 調書
- (5) 出勤簿と賃金台帳等の写し(常用雇用3か月間と直近の就労が分かるもの)
- (6) 資本金又は常用従業員数がわかるもの  
法人の方は商業登記簿謄本原本  
個人事業主の方は確定申告書及びその付属資料の写しなど

### 申請期間

要件を満たした日(若年者・女性を常用雇用してから3か月が経過した日)から3か月以内

#### 申請・お問い合わせ先

八王子市産業振興部産業政策課 労政担当(本庁舎6階)

〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

TEL042(620)7252 / FAX042(627)5951

## トライアル雇用とは？

事業主は、ハローワーク（国の公共職業安定所）が紹介する対象労働者を、原則として3か月間試行的に雇用し、その期間中に業務遂行能力を見極め、常用雇用へ移行するかどうかを決定するものです。試行期間中は、事業主に対して、月4万円の奨励金が支給されます。

この制度によって求職者にとっても、企業の求める能力・技術を実感し、努力することでその後の常用雇用に結びつけることができます。

今回、市が対象としているのは、ハローワークにおいて紹介をした場合に限りませのでご注意ください。

※ 詳しくは、ハローワーク八王子 事業所部門 TEL 042-648-8681 へお尋ねください。